

平成30年度東北厚生局管内養成施設
事務担当者マニュアル（生活衛生分野）

平成31年3月

東北厚生局健康福祉部
健康福祉課

目 次

◎栄養士養成施設	3 頁
○事務手続のスケジュール	4 頁
○必要な事務手続	10 頁
◎管理栄養士養成施設	16 頁
○事務手続のスケジュール	18 頁
○必要な事務手続	24 頁
◎参考	32 頁
○関係法令等	33 頁
○栄養士養成施設に関するQ & Aについて	39 頁
○管理栄養士養成施設に関するQ & Aについて	40 頁

栄養士養成施設

事務手続のスケジュール

新たに栄養士養成施設を開設する場合

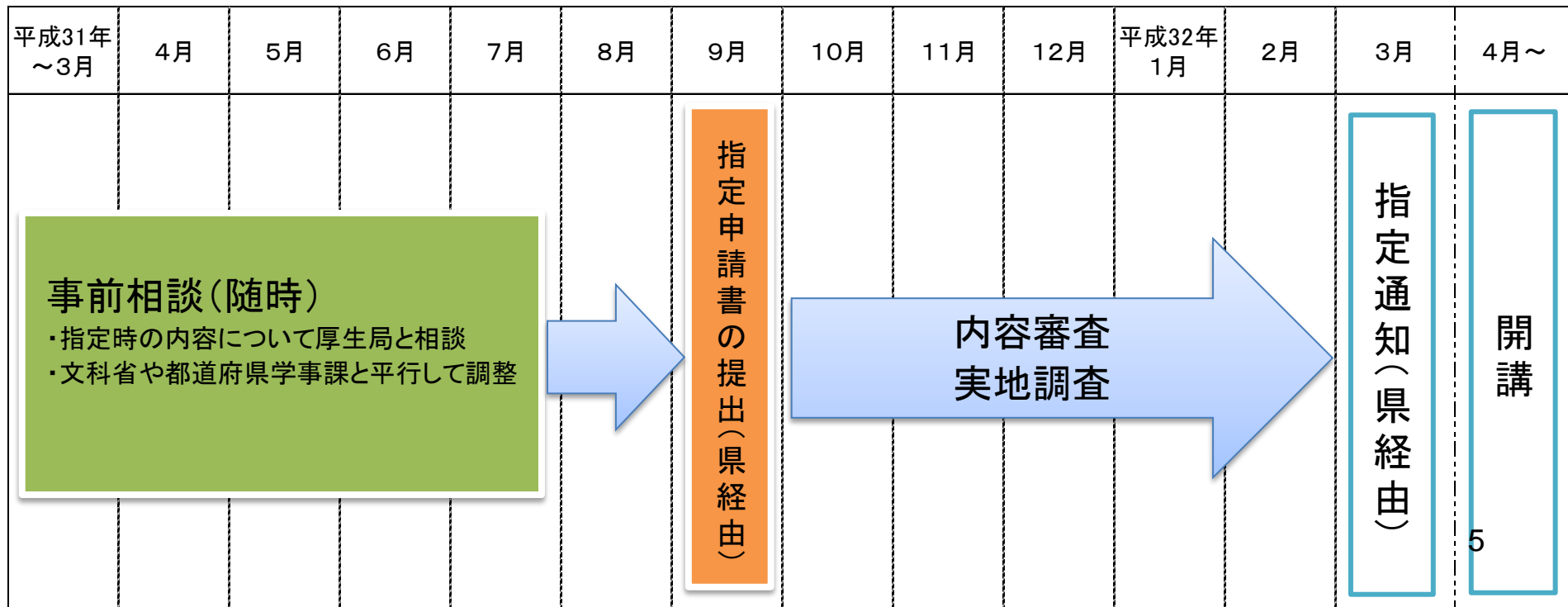
○新たに栄養士養成施設の指定を受けようとする施設等の設置者（学校法人等）は、

- ・ 事前相談ののち
- ・ 開講年度の前年度9月30日までに指定申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成32年4月に開講する場合の例】



栄養士養成施設の変更承認（１）

○栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、

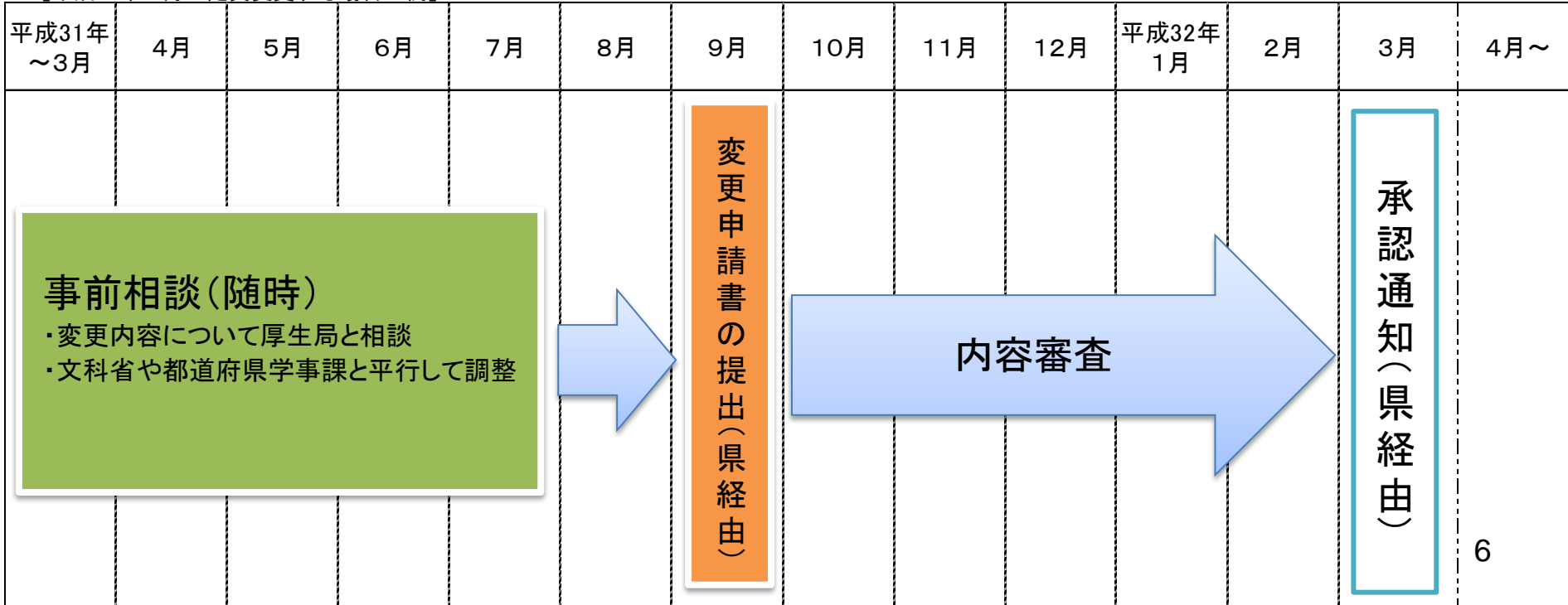
- ・ 事前相談ののち
- ・ 変更しようとする年度の前年度9月30日までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

○対象となる事項：①学生若しくは生徒の定員
②修業年限

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成32年4月に定員変更する場合の例】



栄養士養成施設の変更承認（２）

- 栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする日の2月前（4月変更の場合1月末）までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
②教育内容ごとの単位数若しくは履修方法
- 提出部数：1部
- 宛 名：東北厚生局長

【平成32年4月に教育内容を変更する場合の例】



栄養士養成施設の廃止

○栄養士養成施設を廃止したとき、設置者（学校法人等）はすみやかに以下の事項を記載した届出書を、施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

- ・ 廃止する旨
- ・ 廃止の理由
- ・ 廃止年月日
- ・ 在学中の学生又は生徒の処置

○提出部数：1部

○宛 名：東北厚生局長

【平成32年3月31日に養成施設を廃止した場合の例】

平成31年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成32年 1月	2月	3月	4月～

廃止届の提出（県經由）
9

必要な事務手続

変更申請等が必要な事項

事前に承認を要する事項

- ①学生若しくは生徒の定員
- ②修業年限
- ③同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
- ④教育内容ごとの単位数若しくは履修方法

事後に届け出る事項

- ①養成施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③養成施設の廃止届

報告を要する事項

- 前年度卒業者の員数
- 学生又は生徒の現在員数

その他留意事項

- 変更承認申請の場合、変更内容に瑕疵がないか確認するので、東北厚生局健康福祉課に事前連絡すること。
- 設置者の変更（例：学校法人Aから学校法人Bに譲渡）の場合、設置者名変更の届出ではなく旧施設の廃止と新施設の新規指定申請が必要になるため、事前に相談すること。
- 変更承認事項及び変更届出事項に該当しない内容であっても、変更後に基準を満たすか確認したい場合、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に相談して差し支えない。

栄養士養成施設における事務手続整理表

項目	申請書の提出時期等	必要書類	
1. 変更等の承認を要する事項 (事前承認を要する事項) ・栄養士法施行令 第12条第1項 ・栄養士法施行規則 第12条 ・栄養士養成施設指導要領 第10	① 修業年限	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	② 学生若しくは生徒の定員	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	③ 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
	④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出	○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)

項目	申請書の提出時期等	必要書類	
2. 変更の届出を要する事項 (事後の届出を要する事項) ・栄養士法施行令 第14条 ・栄養士法施行規則 第13条 ・栄養士養成施設指導要領 第11	① 養成施設の名称及び所在地	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出	○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
	② 設置者の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出	○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
3. 報告を要する事項 (毎年度報告する事項) ・栄養士法施行令第13条 ・栄養士養成施設指導要領 第12	・前年度卒業者の員数 ・学生又は生徒の現在員数	○毎年7月末までに施設所在地の県知事を経由して報告	○報告書
4 廃止の届出に関する事項 ・栄養士法施行令第15条 ・栄養士養成施設指導要領 第13	・廃止する旨 ・廃止の理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の措置	○廃止後速やかに施設所在地の県知事を経由して報告	○廃止届出書 ○添付書類(別添参照)

指定申請に必要な書類

(指定申請書の編纂方法)

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 名称、所在地及び指定を受けようとする年度
- 2 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 3 長の氏名及び住所
- 4 修業年限及び教育課程
- 5 教員の氏名、職名、担当科目及び専任又は兼任の別
- 6 学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数
- 7 校地及び校舎の配置及び面積
- 8 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 9 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 10 実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地
- 11 設置者の資産状況及び経営の方法
- 12 指定後2年間の財政計画及びこれに伴う収支予算

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類

新たに栄養士養成施設を開設(または変更承認)するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。
※下記添付書類中、財務諸表類等については、直近年度のものを提出すること。

1 添付書類

- ① 設置者の履歴書（法人にあっては定款、寄付行為又は条例）
- ② 長の履歴書
- ③ 教員の履歴書
- ④ 校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図

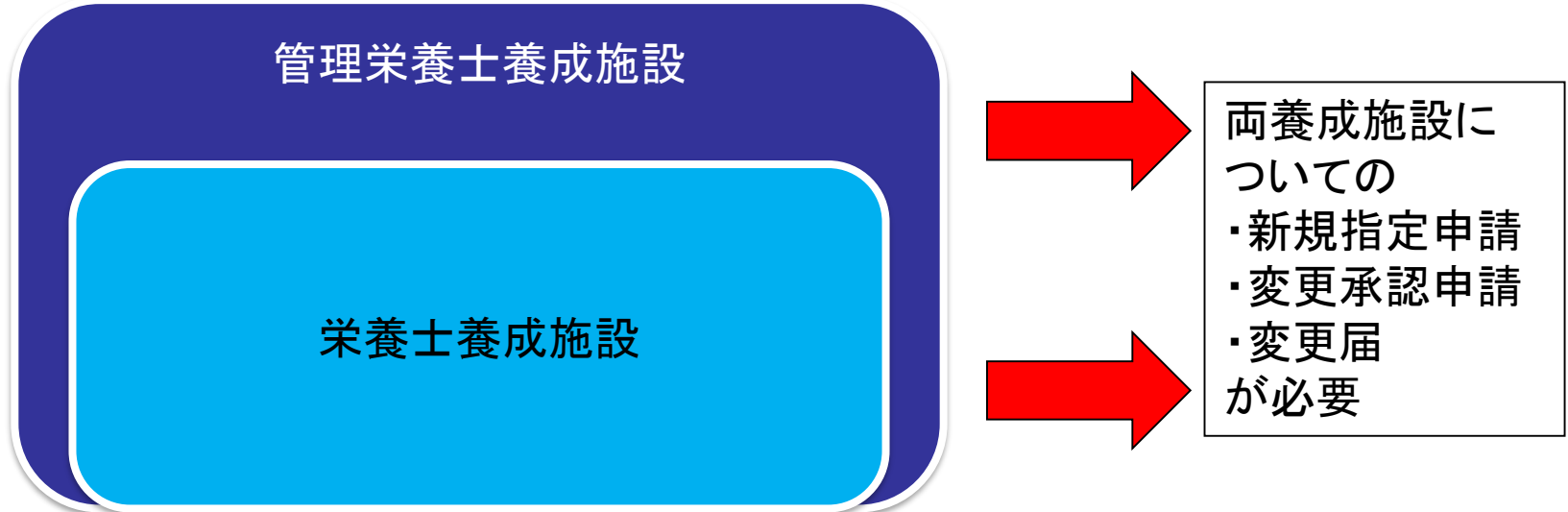
2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 校外実習施設の承諾書

管理栄養士養成施設

管理栄養士養成施設と 栄養士養成施設について

- 管理栄養士養成施設の指定は、栄養士養成施設であることが前提のため、栄養士養成施設についての指定も同時に必要になります。



事務手続のスケジュール

新たに管理栄養士養成施設を開設する場合

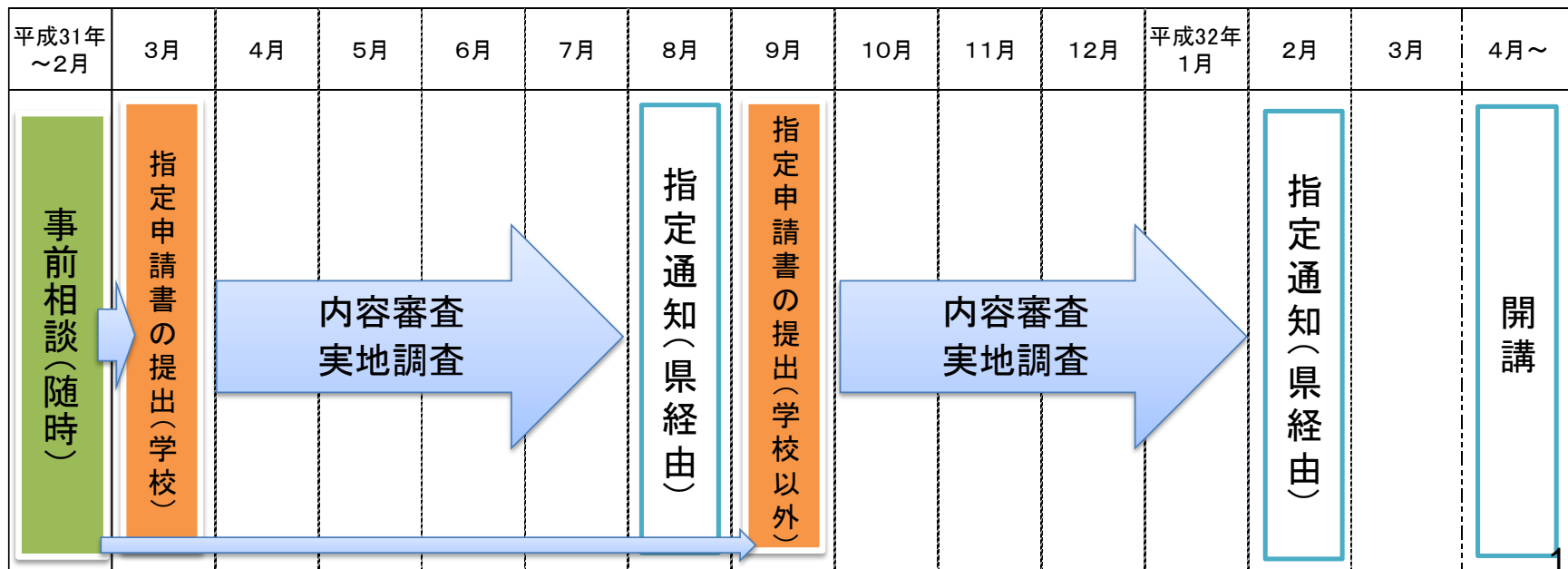
- 新たに管理栄養士養成施設の指定を受けようとする施設等の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 構想の段階で関東信越厚生局担当技官との事前相談を行い
 - ・ 開講の前々年度の3月31日（大学以外（専修学校等）の場合前年度9月30日）までに指定申請書を施設所在地の県知事を通じて東北厚生局長に提出。

○提出部数：2部（正本・副本）

○宛 名：東北厚生局長

※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

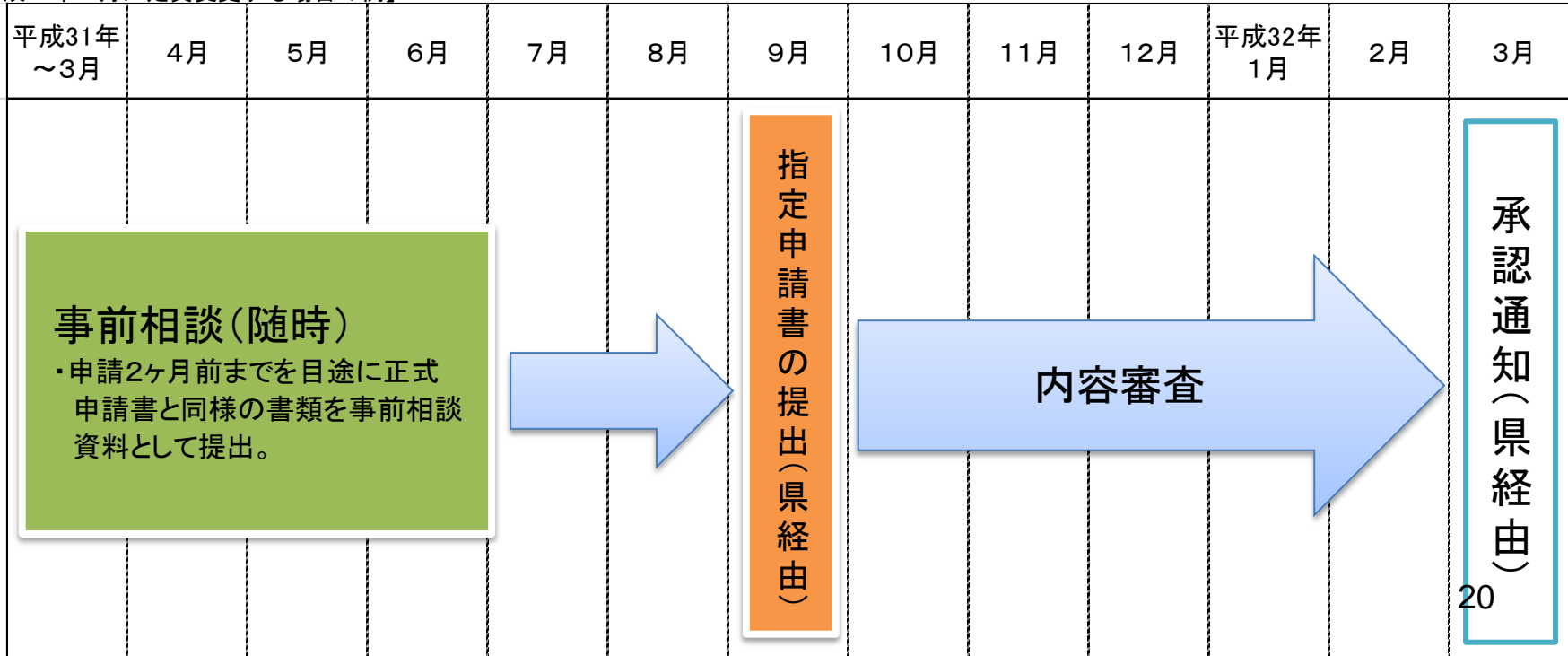
【平成32年4月に開講する場合の例】



管理栄養士養成施設の変更承認（1）

- 管理栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする前年度の9月30日までに変更申請書を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①学生若しくは生徒の定員
②修業年限
- 提出部数：2部
- 宛 名：東北厚生局長
- ※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

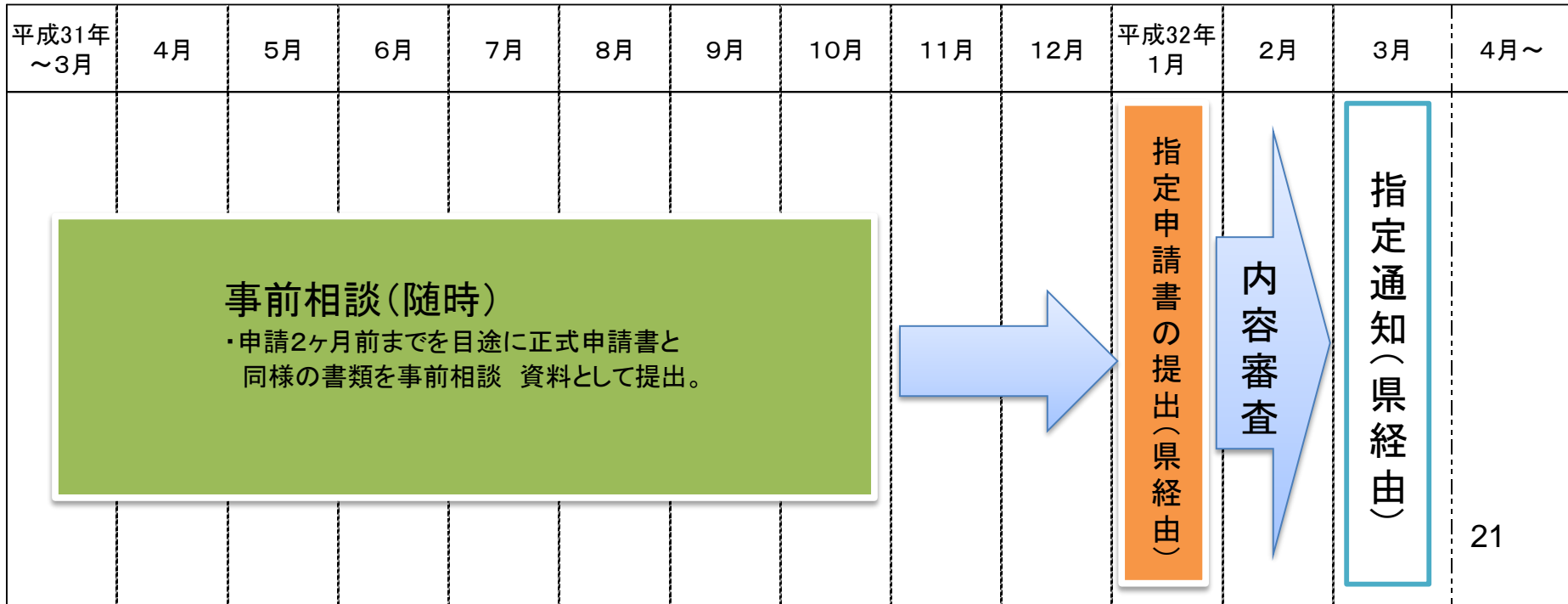
【平成32年4月に定員変更する場合の例】



管理栄養士養成施設の変更承認（２）

- 管理栄養士養成施設の以下の事項について変更しようとする施設の設置者（学校法人等）は、
 - ・ 事前相談ののち
 - ・ 変更しようとする2月前（4月変更の場合1月末）までに**変更申請書**を施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。
- 対象となる事項：①同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
②教育内容ごとの単位数若しくは履修方法
- 提出部数：2部
- 宛 名：東北厚生局長
- ※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

【平成32年4月に教育内容を変更する場合の例】



管理栄養士養成施設の変更届等

(変更届)

○以下の事項について変更があったとき、設置者（学校法人等）は変更があった日から1月以内に変更届出書を 施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

- ・ 養成施設の名称及び所在地
- ・ 設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

○提出部数：2部

○宛 名：東北厚生局長

※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

(学生の現在員等の届出)

○管理栄養士養成施設の設置者（学校法人等）は、毎年7月末までに、前年度卒業者の員数、学生又は生徒の現在員数についての東北厚生局長宛の報告書を、施設所在地の県知事を経由して提出する。

【平成31年4月1日に代表者の変更があった場合の例 等】

平成31年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成32年 1月	2月	3月	4月～
	変更届の提出 (県経由)			報告書の提出 (県経由)									

管理栄養士養成施設の廃止

○管理栄養士養成施設を廃止したとき、設置者（学校法人等）はすみやかに以下の事項を記載した届出書を、施設所在地の県知事を経由して東北厚生局長に提出する。

- ・ 廃止する旨
- ・ 廃止の理由
- ・ 廃止年月日
- ・ 在学中の学生又は生徒の処置

○提出部数：2部

○宛 名：東北厚生局長

※学校である養成施設については、あわせて文部科学大臣に1部提出する事

【平成32年3月31日に養成施設を廃止した場合の例】

平成31年 ～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成32年 1月	2月	3月	4月～

廃止届の提出（県經由）

必要な事務手続

変更申請等が必要な事項

事前に承認を要する事項

- ①学生若しくは生徒の定員
- ②修業年限
- ③同時に授業を行う学生若しくは生徒の数
- ④教育内容ごとの単位数若しくは履修方法

事後に届け出る事項

- ①養成施設の名称及び所在地
- ②設置者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- ③養成施設の廃止届

報告を要する事項

- 前年度卒業者の員数
- 学生又は生徒の現在員数

その他留意事項

- 文部科学省における管理栄養士養成施設担当課は以下のとおり。
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省高等教育局専門教育課 03(5253)4111
- 関東信越厚生局担当技官の連絡先は以下のとおり。
〒330-9713
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館7階
関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課 048(740)0823
- 変更承認申請の場合、変更内容に瑕疵がないか事前確認するので、申請日の2か月前をめどに書類を準備し、関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課に事前連絡すること。
- 設置者の変更（例：学校法人A→学校法人Bに譲渡）の場合、設置者名変更の届出ではなく旧施設の廃止と新施設の新規指定申請が必要になるため、事前に相談すること。
- 変更承認事項及び変更届出事項に該当しない内容であっても、変更後に基準を満たすか確認したい場合、東北厚生局健康福祉部健康福祉課に相談して差し支えない。

管理栄養士養成施設における事務手続整理表

項目	申請書の提出時期等	必要書類
1. 変更等の承認を要する事項 (事前承認を要する事項) ・栄養士法施行令 第12条第1項 ・栄養士法施行規則 第12条 ・管理栄養士学校指定規則 第4条	① 修業年限	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	② 学生若しくは生徒の定員	○変更しようとする年度の前年度9月30日までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	③ 同時に授業を行う学生若しくは生徒の数	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
	④ 教育内容ごとの単位数若しくは履修方法	○変更しようとする日の2月前までに施設所在地の県知事を経由して変更申請書を提出
		○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
		○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
		○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)
		○変更申請書 ○変更理由 ○添付書類(別添参照)

項目	申請書の提出時期等	必要書類
2. 変更の届出を要する事項 (事後の届出を要する事項) ・栄養士法施行令 第14条 ・栄養士法施行規則 第13条 ・管理栄養士学校指定規則 第5条	① 養成施設の名称及び所在地	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出
	② 設置者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所)	○変更のあった日から1月以内に施設所在地の県知事を経由して変更届出書を提出
3. 報告を要する事項 (毎年度報告する事項) ・栄養士法施行令第13条	・前年度卒業者の員数 ・学生又は生徒の現在員数	○毎年7月末までに施設所在地の県知事を経由して報告
4. 廃止の届出に関する事項 ・栄養士法施行令第15条	・廃止する旨 ・廃止の理由 ・廃止年月日 ・在学中の学生又は生徒の措置	○廃止後速やかに施設所在地の県知事を経由して報告
		○報告書
		○変更届出書 ○添付書類(別添参照)
		○廃止届出書 ○添付書類(別添参照)

指定申請に必要な書類（学校）

（指定申請書の編纂方法）

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 学校の名称及び所在地
- 2 設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 3 指定を受けようとする年度
- 4 学生又は生徒の定員及び同時に授業を行う学生又は生徒の数
- 5 修業年限及び教育課程
- 6 教員の氏名、職名、担当する教育内容及び専任又は兼任の別
- 7 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 8 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 9 臨地実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類（学校）

新たに管理栄養士養成施設を開設(または変更承認)するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。

1 添付書類

- ① 寄付行為又は設置に関する条例
- ② 教員の履歴書
- ③ 校舎の配置図及び平面図

2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 臨地実習施設の承諾書

指定申請に必要な書類（学校以外の施設）

（指定申請書の編纂方法）

I 次の事項が記載された指定申請書

- 1 名称及び所在地
- 2 指定を受けようとする年度
- 3 設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）
- 4 修業年限及び教育課程
- 5 教員の氏名、職名、担当する教育内容及び専任又は兼任の別
- 6 生徒の定員及び同時に授業を行う生徒の数
- 7 校舎の各室の用途、構造及び面積
- 8 機械、器具、標本、模型及び図書の種類及び数
- 9 実習施設として利用しようとする施設の名称及び所在地

II 添付書類

III 申請書の記載事項を確認するための資料

添付書類（学校以外の施設）

新たに管理栄養士養成施設を開設（または変更承認）するために必要な添付書類等

- 指定申請書を提出する際は、指定申請書のほか、下記の書類を添付すること。
- なお、必要に応じて下記書類以外の書類の提出を求める場合もあるので留意すること。
※入学希望者や卒業後の就職先の確保等の見込みについてあらかじめ調査等を行い、指定申請書に添付すること。

1 添付書類

- ① 設置者の履歴書（法人にあつては、定款、寄付行為又は条例）
- ② 教員の履歴書
- ③ 校地及び校舎の配置図並びに校舎の平面図

2 申請書の記載事項を確認するための資料

- ① 設置趣意書
- ② 学則（教育内容及び履修方法が学則で確認できない場合は、履修規程等の書類も添付する）
- ③ 教員（専任・兼任）の教育研究業績書
- ④ 助手の履歴書
- ⑤ 医師、管理栄養士の免許証の写し
- ⑥ 就任承諾書
- ⑦ 臨地実習施設の承諾書

参 考

關係法令等

栄養士養成施設関係

- 栄養士法（昭和22年法第245号）
 - 栄養士法施行令（昭和28年政令第231号）
 - 栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）
 - 栄養士養成施設指導要領の実施について（平成13年9月22日健発第936号）
 - 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日十四文科高二七 健発0401009号）
 - 栄養士養成施設指導要領に関する疑義について（平成22年3月31日事務連絡）
- ※なお、上記関係法令等のほか、学校教育法関係法令についても参照してください。（単位の計算方法・備付表簿、その保存期間、自己評価等）

管理栄養士学校関係

- ※栄養士養成施設に係るものの以外
- 管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）
 - 管理栄養士学校指定規則の施行について（昭和42年文大大297・発衛180号）

※なお、上記関係法令等のほか、学校教育法関係法令についても参照してください。（単位の計算方法・備付表簿、その保存期間、自己評価等）

自己評価関係

(学校教育法 (昭和22年法律第26号) (抄))

(学校運営評価)

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(学校運営情報提供義務)

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

(自己評価・認証評価)

第109条 **大学は**、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の**教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備** (次項において「教育研究等」という。) **の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する**ものとする。

2 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者 (以下「認証評価機関」という。) による評価 (以下「認証評価」という。) を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準 (前2項の認証評価を行うために**認** 55
証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。) に従つて行うものとする。

(準用規定)

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第133条 第5条、第6条、第9条から第14条まで及び第42条から第44条までの規定は専修学校に、第105条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第10条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第13条中「第4条第1項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第2号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第14条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

自己評価関係

(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄))

(学校運営自己評価と結果公表義務)

第六十六条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

(保護者等による学校評価)

第六十七条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

(学校評価結果報告義務)

第六十八条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(自己評価の項目・体制)

第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。

(準用規定等)

第百四条 第四十三条から第四十九条まで（第四十六条を除く。）、第五十四条、**第五十七条から第七十一条まで**（第六十九条を除く。）の規定は、**高等学校に準用**する。

- 2 前項の規定において準用する第五十九条の規定にかかわらず、修業年限が三年を超える定時制の課程を置く場合は、その最終の学年は、四月一日に始まり、九月三十日に終わるものとしてすることができる。
- 3 校長は、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、第一項において準用する第五十九条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第九十一条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

(準用規定)

第百八十九条 第五条の規定は専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出について、第十一条の規定は専修学校の目的の変更の認可の申請及び専修学校の学科の設置に係る学則の変更の届出について、第六条、第七条、第十四条、第十九条、第二十五条から第二十八条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び**第六十六条から第六十八条までの規定は専修学校について**、第百六十四条の規定は専門課程を置く専修学校について、それぞれ**準用**する。この場合において、第十九条中「公立又は私立の大学及び高等専門学校に係るものにあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校に係るものにあつては都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校に係るものにあつては都道府県の教育委員会、私立の専修学校に係るものにあつては都道府県知事」と、第二十七条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第百六十四条第一項中「**第百五条**」とあるのは「**第百三十三条第一項**において準用する**第百五条**」と、同条第三項中「**第九十条第一項**の規定により大学」とあるのは「**第百二十五条第三項**に規定する専修学校の専門課程」と、同条第四項中「**大学設置基準、大学通信教育設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準、短期大学設置基準及び短期大学通信教育設置基準**」とあるのは「**専修学校設置基準**」と、同条第六項中「**第百五条**」とあるのは「**第百三十三条第一項**において準用する**第百五条**」と読み替えるものとする 38

栄養士養成施設に関するQ & Aについて

(問) 校外実習や臨地実習について、担当できる教員の教育研究及び実地指導歴はどれが該当するのか。

(答) 校外実習を複数の教員が担当する場合、担当する教育内容に関する教育研究又は実地指導歴について、分野の制限はありません。

管理栄養士養成施設に関するQ & Aについて

(問)同時に授業を行う学生の数40人以上になった場合の授業評価について、学校として全般的な授業評価を全ての科目に対して行っているが、これと別に実施する必要があるか。

(答)「栄養士養成施設指導要領に関する疑義について」(平成22年3月31日事務連絡)が示しているのは、「学生から適切な授業体制であると評価されている(自己点検やアンケート調査の実施による客観的評価)」(1(3))ですので、調査方法について個別に実施することまでは求めておりません。

提出時の自己点検表